

制定 令和2年遠野市告示第191号
一部改正 令和2年遠野市告示第230号
一部改正 令和3年遠野市告示第147号
一部改正 令和4年遠野市告示第97号

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく市域内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進とあいまって、新型コロナウイルス感染症等に起因する地域経済に係る悪影響の抑制及び市内の中小企業等の経営の安定化を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響により融資を受けた中小企業等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 中小企業等 市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（法人税法（昭和40年法律第34号）第4条第1項に規定する法人税を納める義務がある人格のない社団等を含む。）
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
- (3) 融資 日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付、岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資その他の新型コロナウイルス感染症対策の制度融資で市長が認めるもの及び遠野市中小企業振興資金融資をいう。
- (4) 認定支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる補助事業者は、この告示の適用の日から令和4年12月31日までの間に新型コロナウイルス感染症等に起因する資金繰り対策で融資を受けた中小企業等で、認定支援機関の支援を受けたものとする。

2 次のいずれかに該当する場合は、補助事業者から除く。

- (1) 市税の申告をしていない者（事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）

第 229条に規定する開業の届出をし、又は法人を設立し、新たに事業を開始した日から一年経過していない創業者を除く。)

(2) 市税を滞納した者

(3) 公序良俗に反する者

(4) 新型コロナウイルス感染症等に起因して労働者を解雇した者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。)

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(7) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、令和4年12月までの期間において、補助事業者が融資を受けた借入額に14分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定に関わらず、融資の借入額が次の各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額の超過額に相当する額に当該各号に定める補助率を乗じて得た額の合計額に前項の額を加えた額とする。

(1) 借入額 100万円 補助率28分の1

(2) 借入額 200万円 補助率56分の1

(3) 借入額 300万円 補助率 100分の1

(4) 借入額 500万円 補助率 200分の1

(5) 借入額 800万円 補助率 300分の1

3 前2項の規定に関わらず、前2項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付の上限額は、前3項の規定に関わらず100万円とする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の書類の提出を市長が指定する認定支援機関に委任することができる。この場合において、委任を受けた認定支援機関は、前項の書類に補助事業者が作成する遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請等委任届（様式第4号）を添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、及び補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該補助事業者に通知する。

4 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認める場合には、前項の規定により通知した決定（規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する承認を受けている場合は、同項の規定により通知した承認を含む。）を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項に規定する要件の該当に至ったとき。
- (2) この告示又は市が定める規程に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、この告示の規定による決定等を受けたとき。

(債権譲渡の禁止)

第6条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

(補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(事業の実施状況の報告)

第8条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、及び検査することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年8月17日から施行し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の施行の日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の失効する日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年11月19日から施行する。ただし、第4条の規定は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者又はこの告示の施行日以降に補助金の交付を受けることとなった者の令和2年7月分以前の月分の補助金の交付については、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年9月16日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和3年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者の令和2年12月分以前の融資分の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者の令和3年12月分以前の融資分の補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第5条第1項関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請書 1 市税納税状況確認承諾書 2 認定支援機関確認書 3 融資の借入に係る金銭貸借契約書の写し 4 融資の借入に係る融資返済支払額明細書、融資実行試算照会票その他の融資返済計画の写し 5 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類 2 その他市長が必要と認める書類	第5号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日（ただし、この告示の施工の前日までに補助金の交付を受けている場合にあっては別に定める日）
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請取下げ届出書	第6号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金請求書	第7号	交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内の日又は令和5年3月17日のいずれか早い日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請書

遠野市補助金交付規則第4条及び遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金の交付を申請します。

1 融資を受けた内容（令和2年2月以降の借入額を記載）

(1)	金融機関の名称	
	制度融資の名称 該当する制度融資の□欄 に✓印を記入	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症特別貸付 <input type="checkbox"/> 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資 <input type="checkbox"/> 遠野市中小企業振興資金 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	借入日（融資を受けた日）	令和 年 月 日
	借入額（融資を受けた額）	円
(2)	金融機関の名称	
	制度融資の名称 該当する制度融資の□欄 に✓印を記入	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症特別貸付 <input type="checkbox"/> 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資 <input type="checkbox"/> 遠野市中小企業振興資金 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	借入日（融資を受けた日）	令和 年 月 日
	借入額（融資を受けた額）	円
(3)	金融機関の名称	
	制度融資の名称 該当する制度融資の□欄 に✓印を記入	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症特別貸付 <input type="checkbox"/> 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資 <input type="checkbox"/> 遠野市中小企業振興資金 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	借入日（融資を受けた日）	令和 年 月 日
	借入額（融資を受けた額）	円
借入額の合計（(1)+(2)+(3)）		円

2 補助金交付申請額（5補助金の計算の(イ)、(カ)、(サ)、(チ)、(ニ)、(ノ)のいずれかの額を記入）

円

3 添付書類（添付する書類の□欄に✓印を記入）

- 市税納税状況確認承諾書（様式第5号）
- 認定支援機関確認書（様式第6号）
- 借入に係る金銭貸借契約書の写し
- 借入に係る融資返済支払額明細書、融資実行試算照会票、融資返済計画等の写し

4 申請者に関する基本情報

法人番号（個人事業主は省略）	□□□□□□□□□□□□□□□□
商号（団体名・屋号）	
本社（本店）所在地（個人事業主は事業所の所在地を記載）	〒 □□□□□□□□
電話() -	
(フリガナ) 代表者役職名及び氏名
(フリガナ) 担当者氏名
メールアドレス	

事業者の概要

業種（日本産業分類 中分類）	
従業員数（令和4年4月現在）	人（うち遠野市内の事業所 人）

5 補助金の計算（1の借入額の合計（(1)+(2)+(3)）の額に応じた該当欄に記入）

借入額の合計	円
--------	---

(1) 借入額が100万円以内

借入額 円 × 1/14 = 円…(ア)
(ア)の額から1,000円未満の端数切捨てた額 円…(イ)（2に記載する補助金交付申請額）

(2) 借入額が100万円超200万円以内

1,000,000円 × 1/14 = 71,428円…(ウ)
借入額から100万円を差し引いた額 円 × 1/28 = 円…(エ)
(ウ) + (エ)の合計額 円…(オ)
(オ)の額から1,000円未満の端数切捨てた額 円…(カ)（2に記載する補助金交付申請額）

(3) 借入額が200万円超300万円以内

1,000,000円 × 1/14 = 71,428円…(キ)
1,000,000円 × 1/28 = 35,714円…(ク)
借入額から200万円を差し引いた額 円 × 1/56 = 円…(ケ)
(キ) + (ク) + (ケ)の合計額 円…(コ)
(コ)の額から1,000円未満の端数切捨てた額 円…(カ)（2に記載する補助金交付申請額）

(4) 借入額が 300 万円超 500 万円以内

$1,000,000 \text{ 円} \times 1/14 = 71,428 \text{ 円} \dots (\text{シ})$
$1,000,000 \text{ 円} \times 1/28 = 35,714 \text{ 円} \dots (\text{ス})$
$1,000,000 \text{ 円} \times 1/56 = 17,857 \text{ 円} \dots (\text{セ})$
借入額から 300 万円を差し引いた額 _____ 円 $\times 1/100 =$ _____ 円 $\dots (\text{ソ})$
(シ) + (ス) + (セ) + (ソ) の合計額 _____ 円 $\dots (\text{タ})$
(タ) の額から 1,000 円未満の端数切捨てた額 _____ 円 $\dots (\text{チ})$ (2 に記載する補助金交付申請額)

(5) 借入額が 500 万円超 800 万円以内

$1,000,000 \text{ 円} \times 1/14 = 71,428 \text{ 円} \dots (\text{ツ})$
$1,000,000 \text{ 円} \times 1/28 = 35,714 \text{ 円} \dots (\text{テ})$
$1,000,000 \text{ 円} \times 1/56 = 17,857 \text{ 円} \dots (\text{ト})$
$2,000,000 \text{ 円} \times 1/100 = 20,000 \text{ 円} \dots (\text{チ})$
借入額から 500 万円を差し引いた額 _____ 円 $\times 1/200 =$ _____ 円 $\dots (\text{ニ})$
(ツ) + (テ) + (ト) + (チ) + (ニ) の合計額 _____ 円 $\dots (\text{ハ})$
(ハ) の額から 1,000 円未満の端数切捨てた額 _____ 円 $\dots (\text{ホ})$ (2 に記載する補助金交付申請額)

(6) 借入額が 800 万円超

$1,000,000 \text{ 円} \times 1/14 = 71,428 \text{ 円} \dots (\text{リ})$
$1,000,000 \text{ 円} \times 1/28 = 35,714 \text{ 円} \dots (\text{ハ})$
$1,000,000 \text{ 円} \times 1/56 = 17,857 \text{ 円} \dots (\text{ヒ})$
$2,000,000 \text{ 円} \times 1/100 = 20,000 \text{ 円} \dots (\text{フ})$
$3,000,000 \text{ 円} \times 1/200 = 15,000 \text{ 円} \dots (\text{ヘ})$
借入額から 800 万円を差し引いた額 _____ 円 $\times 1/300 =$ _____ 円 $\dots (\text{ヘ})$
(リ) + (ハ) + (ヒ) + (フ) + (ヘ) + (ヘ) の合計額 _____ 円 $\dots (\text{マ})$
(マ) の額から 1,000 円未満の端数切捨てた額 _____ 円 $\dots (\text{ミ})$ (2 に記載する補助金交付申請額)

(注意) (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) の額は、小数点以下を切り捨てた額を記入すること。

様式第2号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金の交付審査における納税状況確認のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

※代表者氏名は 自署式で署名 又は 代表者印(マル印)の押印 をしてください。

遠野市長 様

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

名称

代表者役職及び氏名

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請に関する確認書

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請書の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1 補助事業者の概要

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号（団体名・屋号）
- (3) 氏名（代表者の職名及び氏名）

2 遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請に対する所見

3 認定経営革新等支援機関担当者名等

- (1) 認定経営革新等支援機関担当者名
- (2) 認定経営革新等支援機関電話番号
- (3) 認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

様式第4号（第5条第2項関係）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請等委任届

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金の交付申請に係る書類の提出に関し、次の認定支援機関に委任します。

認定支援機関

認定支援機関ID番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

認定支援機関の名称

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

※代表者氏名は 自署式で署名 又は 代表者印（マル印）の押印 をしてください。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

内容

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

取下げ理由

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金事業請求書

遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金について、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付決定額 金 円
（ 年 月 日付け遠野市指令 第 号）

2 補助金の請求額 金 円

3 振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号

(5) 口座名義（フリガナ）